

災害時における広島高速道路公社管理施設の災害応急対策業務に関する協定

広島高速道路公社(以下「甲」という。)、広島地区建設業暴力追放対策協議会(以下「乙」という。))とは、災害時における甲が管理する施設(以下「管理施設」という。))の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象による災害等の場合、管理施設において発生した災害の応急対策業務(以下「業務」という。))に関し、甲と乙が協力して、業務を実施するに当たり必要な事項を定め、もって、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧及び暴力団等の反社会的勢力による不当介入の排除に資するものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、甲の業務に協力する事業者では対応できない大規模な災害が発生し、更なる業務の実施が必要と認めるときは、乙又は乙の会員に対し次の各号に掲げる業務の協力を要請することができる。

- (1) 災害時における管理施設の被災状況調査
- (2) 被災した管理施設の業務に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等(以下「建設資機材等」という。))の調達及び役務提供
- (3) 甲への技術的助言

(実施体制の報告)

第3条 乙は、前条の場合に迅速に災害応急対策を行うことができるよう、業務の実施体制として、あらかじめ出動できる乙の会員の連絡系統・保有する建設資機材等の数量及び出動方法を定めた実施体制報告書(以下「報告書」という。))を作成し、甲に提出するものとする。

なお、同報告書の内容に変更が生じた場合は、適時、甲に変更内容を連絡するものとする。

(業務の要請)

第4条 甲は、管理施設に災害が発生し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図るため必要があると認めるときには、前条の報告書に基づき、乙の会員を選定し、自ら業務を要請することができるものとする。

なお、要請は原則文書により行うが、緊急の場合は口頭又は電話等により行い、後日速やかに文書で業務要請手続を行うものとする。

(業務の実施)

第5条 乙の会員は、業務の要請があったときは、できる限り速やかに管理施設の被災状況を把握し、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置を採り、措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、第4条に基づく要請に応じて出動した乙の会員と速やかに工事請負契約等を締結するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙の会員は、業務が完了した場合、甲に対し口頭及び書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により報告するものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、乙又は乙の会員の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員は、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

(反社会的勢力の不当介入の排除)

第9条 甲は、災害等の混乱に乗じて復旧・復興事業に暴力団関係企業及びその関係者(以下「暴力団関係企業等」という。))の介入のおそれがあることを理解し、乙と連携して、業務の実施に関し、関係法令等を遵守するとともに、暴力団関係企業等の介入阻止、下請け、建設資機材等の納入等への参入阻止等、暴力団等の反社会的勢力の不当介入を排除するための取組を推進するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。なお、期間満了1か月前までに甲又は乙から申出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときには、その都度甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

平成30年9月26日

甲 広島市東区温品一丁目8番23号  
広島高速道路公社

代表者 理事長

石岡輝久



乙 広島市中区基町9番48号  
広島地区建設業暴力追放対策協議会

代表者 会長

迫谷島三

